

令和7年4月1日から手数料が変わります

富山県建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（R7.4.1以降）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料は次の表の「新規」の欄に掲げる額です。

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料は「変更」の欄に掲げる額です。

(1) 一戸建ての住宅の住宅部分 (円)

面積の区分 (㎡)	新規		変更	
	事前審査なし	事前審査あり	事前審査なし	事前審査あり
面積 < 200	47,000	6,000	29,000	5,000
200 ≤ 面積	52,000	6,000	31,000	5,000

(2) 共同住宅等（長屋含む）の住宅部分 (円)

面積の区分 (㎡)	新規		変更	
	事前審査なし	事前審査あり	事前審査なし	事前審査あり
面積 < 300	95,000	11,000	58,000	10,000
300 ≤ 面積 < 2,000	163,000	22,000	105,000	21,000
2,000 ≤ 面積 < 5,000	289,000	48,000	198,000	47,000
5,000 ≤ 面積	433,000	85,000	312,000	84,000

(3) 非住宅部分 (円)

面積の区分 (㎡)	新規			変更・軽微変更		
	事前審査なし		事前審査あり	事前審査なし		事前審査あり
	モデル建物法	標準入力法		モデル建物法	標準入力法	
面積 < 300	116,000	284,000	11,000	69,000	153,000	10,000
300 ≤ 面積 < 1,000	153,000	361,000	18,000	96,000	200,000	17,000
1,000 ≤ 面積 < 2,000	207,000	473,000	29,000	135,000	268,000	28,000
2,000 ≤ 面積 < 5,000	379,000	725,000	85,000	285,000	458,000	84,000
5,000 ≤ 面積 < 10,000	522,000	927,000	134,000	412,000	615,000	133,000
10,000 ≤ 面積 < 25,000	636,000	1,107,000	169,000	510,000	745,000	168,000
25,000 ≤ 面積	761,000	1,284,000	211,000	620,000	882,000	210,000

(用語の定義)

モデル建物法 建築物エネルギー消費性能等を定める省令（以下「基準省令」という）第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準を用いるもの

標準入力法 基準省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準を用いるもの、その他モデル建物法以外のもの

事前審査あり 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関の適合証、設計住宅性能評価書の写し、BELS 評価書の写しのいずれかを添付するもの

(注意)

- 複合建築物（非住宅部分と住宅部分の両方を有する建築物）の場合は、住戸の数が1のときは(1)と(3)を合算した額、住戸の数が2以上のときは(2)と(3)を合算した額となります。
- 面積の区分は、開放部分を含む床面積によります。
- 複数棟でこの申請をする場合の手数料の額は、申請建築物及び他の建築物の各建築物ごとに算出した手数料の額を合算した額となります。
- 建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出をして、この申請に併せて確認申請書を提出する場合は、建築確認申請手数料の額を加算した額となります。